

学校法人四国学院役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、寄附行為第57条に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員等とは、法人において役員等として勤務することが常態である者をいう。
- (2) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。
- (3) 役員等の報酬等とは、報酬退職慰労金その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対しては、次の報酬等を支給するものとする。なお、評議員会議長以外の評議員については無報酬とする。

- (1) 報酬
- (2) 退職慰労金

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員等に対する報酬等の額は次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において任期ごとに決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- (2) 退職慰労金 別表2に定める額

2 非常勤の役員等に対する報酬等の額は次に掲げる区分に応じた額とする。

- (1) 報酬 別表3に定める額
- (2) 退職慰労金 別表2に定める額

（費用）

第5条 役員等には、旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第6条 新たに常勤の役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 日割り計算は30日を基礎として計算する。

（制定・改廃）

第 7 条 この規程は、評議員会に諮問の後、理事会の決議を経て、理事長が公布する。

附則

1. この規程は、1991年（平成3年）4月1日より施行する。
2. この規程は、2020年3月13日改正し、2020年4月1日より施行する。
3. この規程の改正に伴い、「学校法人四国学院役員退職金支給規程」は廃止する。
4. この規程は、2025年3月21日改正し、2025年4月1日より施行する。
5. この規程は、2025年6月20日改正し、同日より施行する。

別表 1

役職	報酬の上限額
理事長	月額 100 万円
理事（学長）	月額 100 万円
理事	月額 60 万円
監事	月額 40 万円
評議員	報酬無し

別表 2

役職	退職慰労金の額
理事	1 期につき 20 万円
評議員会議長	1 期につき 20 万円
監事	1 期につき 10 万円
評議員	退職慰労金無し

退職慰労金の額は、再任毎に 10%アップの額とする。

別表 3

役職	報酬の額
理事長	年額 50 万円
理事	年額 20 万円
評議員会議長	年額 20 万円
監事	年額 10 万円
評議員	報酬無し